

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

- 【意見等】
- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	36	定監	企画経営部 シティプロモーション担当(政策推進課)	シティプロモーションの取組について	「宝塚市シティプロモーション戦略」における目標達成に向けた情報発信の手段としてSNS等が活用されていますが、主なSNS等における各年度の更新状況については、Instagram及びTwitterともに開始2年後をピークに更新回数が減少していました。 シティプロモーションはSNS等による情報発信を一貫性をもって継続的に行っていくことにより、受け手に良好なイメージを蓄積させることができると考えられるため、一過性の取組に終わらせないことが重要です。 また、広報誌の発行業務等を通じて様々な市政情報を把握している広報課との連携は行われておらず、市全体で考えた場合、効率的な情報発信が行えているのか疑問が残ります。 シティプロモーションの目標を達成するためには、市が一丸となって魅力創造・発信に取り組むことが必要不可欠です。情報発信に係る市の組織体制の在り方の検討も含めて、効果的なプロモーションが行える体制づくりに努めてください。	本市のシティプロモーションの取組を効率的に進めていく上で、Instagram及びTwitterによる継続した情報発信は有効であると考えており、既に行っている産業文化部との連携に加え、市政情報を広く把握している広報課との連携も行うことにより、市の総合的な情報発信媒体として活用していきます。 また、組織体制についても、市が一丸となって魅力創造・発信が行える体制づくりが必要であると考えており、令和3年4月から広報課を市の方針を決定していく企画経営部に移管することにより、戦略的な情報発信ができるよう取り組んでいきます。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	37	定監	企画経営部 市立病院経営改革担当	市立病院経営改革担当業務について	「令和2年度 病院事業会計の収支改善策」については、市立病院経営改革担当においても適切に進捗管理を行い、コロナ禍の影響とは切り分けて収支改善策の達成状況を確認していく必要があると考えます。また、「宝塚市立病院経営分析業務報告書」に係る取組については、「資金不足等解消計画」の早期策定とともに、当面は当該計画に沿って全力で経営改善の取組を進めてください。 さらに、病院事業における令和2年度の収支は現時点で約5億円の赤字が見込まれており、このままでは令和2年度決算で欠損金が発生することとなります。市立病院経営改革担当及び財政課においては、事態の回避に向けた対応を協議しておく必要があると考えます。 今後の経営改革に向けた取組として、「令和3年度に、現病院建物の老朽化調査と建替えに向けた基礎調査を行う予定としており、調査結果を踏まえて建替え時期等についても検討を行っていく。」旨の説明を受けましたが、本来は、市立病院の今後の方向性が決定された上で、建替え等の検討がなされるべきではないかと考えます。 市の財政状況を鑑みるに、結論を出すまでに残された時間は多くはないと考えます。市立病院の経営改革の推進に寄与するよう、財政課とも連携しながら、引き続き経営改革の課題に取り組んでください。	「令和2年度 病院事業会計の収支改善策」については、進捗状況の確認を行った上で、宝塚市立病院改革検討会に進捗状況を報告し、未達成の項目の改善に向けて協議しています。収支改善策の達成状況については、新型コロナウイルス感染症の影響とは切り分け、経営努力による部分とコロナによる不可抗力の部分に明確に数値化した上で、達成状況を確認していきます。 「資金不足等解消計画」については、第18回都市経営会議において承認されたところです。計画の内容は、医業収益の増収等により収支改善を進め、10年間で資金不足の解消を目指すこととしており、計画の進捗を随時チェックし、経営改善に向けて取り組みます。 起債の許可制の回避については、病院事業の自主的な経営改善に影響することは認識しており、市の財政状況も考慮しつつ今後の支援について検討していきます。 市立病院の今後のあり方については、市及び阪神医療圏域の人口動態及び患者動向、近隣の公立病院や市内6病院の状況等を考慮した医療提供体制を構築していく必要がありますが、近隣公立病院が大きく動いていることや、今後の経営の安定化を考慮すると早急にあり方を決定する必要があります。一方で、現病院建物は令和3年度に築37年を経過し、現在、配管のトラブルが頻出していることなどから、令和3年度に建物の老朽化調査を実施することとしています。建替えに向けた基礎調査は見送ることとし、まずは市立病院の今後のあり方の協議を市立病院と進め、老朽化調査の結果を参考にしながら建替えについて検討していきたいと考えています。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	38	定監	企画経営部 施設マネジメント課・財政課共通	公共施設マネジメントに係る取組について	「公共施設マネジメントの一元化」に対する取組状況については、学校施設及び市営住宅以外の公共施設に係る個別施設計画の策定は所管課に任されており、また、所管課が個別施設計画を策定している場合においても、一定規模以上の修繕を行う場合には、これまでは予算上、実施計画で採択されなければ実施できない状況となっていました。 今後の公共施設の保全に係る予算確保の方法については、「令和3年度の予算編成の区分では、『①建物施設の保全にかかるもの』、『②インフラの保全にかかるもの』を設け、これまで主に実施計画財源で計上していた①及び②について、管理計画の数値などをもとに一定額を確保する方向で、予算編成作業を進めている。」旨の説明を受けました。これは建物施設やインフラの老朽化対応に要する経費を別枠で確保しようとするもので、確実に施設保全を実施していく取組として評価できると考えます。 今後、施設マネジメント課においては、公共施設マネジメントの一元化に向けて引き続き取り組んでいくとともに、財政課においても別枠予算が確実に確保できるよう取り組んでください。	公共施設マネジメントの一元化については、公共施設等総合管理計画の見直しの実施や個別施設計画に基づき、長寿命化等を計画的に行うことにより財政的負担の軽減や平準化を進めることとしており、引き続き建物施設やインフラの老朽化について適切に対応していきます。また、今後策定予定の財政規律及び財政見通しを踏まえ、建物施設やインフラの維持・更新に係る一般財源の確保に努めます。
2	39	定監	企画経営部 行革推進課	補助金の見直しについて	所管課が毎年実施している補助金等の支出効果に関する調査の結果を確認したところ、「終期の設定」「原則、補助率2分の1以下」の判断基準について、「不適合であるが合理的理由がある」と回答した割合が多くありましたが、何をもって合理的な理由とするのか明確ではなく、補助金所管課の回答だけをもって集計されており、果たして市として統一的な判断のもとに補助金が制度化され、交付されているのか疑問が残ります。 「不適合であるが合理的理由がある」と回答した補助金に対象を絞るなど一定の要件のもと、交付基準に沿った適正な交付になっているか、補助金としての支出効果は上がっているかなどの観点から検証するとともに、適切な見直しを行ってください。	補助金所管課からの回答内容については、一部に適正でないものも見受けられることから、調査書の改善を図るとともに記入方法等について周知徹底を行います。 また、「不適合であるが合理的理由がある」と回答があった補助金については、一定の要件により対象を絞り、宝塚市補助金交付基準に沿った適正な交付になっているか、支出効果があるのかなど、必要に応じてヒアリングを行い、その妥当性を確認するなど、令和2年度の補助金等の支出効果に関する調査において適切な見直しを行います。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	40	定監	企画経営部 財政課	統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託について	当該業務において継続性が重要であることは理解できますが、同一業者との契約がすでに4年経過していることに鑑みるに、一定整理をする時期にきているのではないかと考えます。この4年間で市としての判断や考え方などのノウハウが一定のマニュアルとして整理されていると思われますので、委託業務から顧問業務を切り離し財務書類等の作成を職員で行う、または、他の業者の視点を取り入れるなど特名随意契約によらない作成の在り方について検討してください。	財務会計システムが更新されることをうけ、令和4年度より統一的基準に基づく財務書類等の作成業務フローについても大きく変更予定であることから、その際に委託内容、業者の選定方法についても併せて検討していきます。
2	41	定監	企画経営部 財政課	固定資産台帳の更新について	開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載した建物施設に係る精緻化の状況について確認したところ、新規資産を取得する際に前の資産の除却処理を行っていませんでした。 地方公会計の活用に当たっては、適切な固定資産台帳の更新と財務書類の作成が前提となっており、有形固定資産減価償却率などにも影響があることから、開始時一括計上建物の附属設備についても、新規資産を取得する際には除却処理を行うとともに、更新のタイミングで一定の計画性をもって区分していく必要があると考えます。地方公会計の更なる活用のため、また、財政の透明性を高め住民に対する説明責任が果たせるよう固定資産台帳の精緻化に努めてください。	地方公会計の推進に関する研究会では、開始年度以降、新規取得した建物等について、建物と建物附属設備との区分などが適切に処理されていないケースがみられ、これに対し適切に更新すべき、という議論はなされましたが、開始時一括計上をした資産については、特段議論はなされておりません。したがって、報告書において対象となっているのは、開始年度以降新規取得した建物等と考えるのが妥当と思われます。つまり、研究会においては、開始時残高の精緻化を求めることは、実務的なハードルも非常に高いことから、そこまで予定をしていないということです。 しかしながら、開始時に建物本体と附属設備を一括計上した固定資産に対し、新規資産の取得時に適宜除却処理を行っておくことは、固定資産台帳を適正に維持管理するうえにおいて重要かと考えています。 今後、開始時一括計上した資産の除却についての、新規資産取得時の処理を市として整理し、運用することを検討します。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	42	定監	企画経営部 市税収納課・市民税課共通	時間外勤務について	市税収納課の時間外勤務状況は、平成30年度以降職員数が増加傾向にあるにもかかわらず、時間外勤務数は減少せずむしろ増加傾向にあります。特に令和2年度上半期は、昨年度同時期より216時間増加しています。また、職員個々の時間外勤務数は、月に45時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる一方で、時間外勤務実績無し、または数時間だけの職員も多数あり、職員間で大きな差がありました。徴収強化のために徴収担当の人員を増加させることは一定理解できますが、コロナ禍において納税管理担当の事務作業量の増加がある程度見込まれた段階で、担当の配置の変更を行うなどの柔軟な対応もできたのではないかと考えます。今後は状況に応じた適切な人員配置や事務分担の割り振りに努めてください。 次に、市民税課の令和2年度上半期の時間外勤務数は、昨年度同時期より437時間増加しています。また、職員個々の時間外勤務数は、4月に100時間を超える時間外勤務を行っている職員がいる一方で、時間外勤務実績無し、または数時間だけの職員もあり、職員間で大きな差がありました。 コロナ禍で例年と異なる対応に追われたこと、また各職員の家庭の事情があることは一定理解できますが、「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に規定される上限を上回っている状況を改善するため、何らかの対応が必要です。 今後は状況に応じた適正な人員の配置を行うとともに、担当間、担当内での事務分担を見直すなど、時間外勤務の削減に努めてください。	市税収納課は、今後、新型コロナウイルス感染症対策により、業務が著しく増加するような事態が発生すれば、会計年度任用職員の増員など臨時的な対応を検討し、時間外勤務の削減に取り組みます。昨年度から納税管理業務においてRPAの導入等を進めており、引き続き事務の効率化に努めます。 市民税課は、毎年3月から5月までは個人市民税の当初課税事務の繁忙期にあたり、例年、100時間を超える時間外勤務が発生します。令和2年度はコロナの影響で申告期限を延長したため、4月の事務量が減少し先送りとなったため4月の時間外勤務は減少しましたが、5月、6月は増加しました。 職員間で時間外勤務に大きな差がみられるのは家庭の事情で時間外勤務ができない職員がいるためです。課内の応援体制も採ってはいますが、制度が複雑なため限界があります。担当間や担当内での事務分担の見直しは既に講じていますが、発生要因を毎年分析するとともに、他市の状況も調査し、考えられるあらゆる対策を講じながら、時間外勤務の削減に取り組みます。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	43	定監	企画経営部 市税収納課・資産税課共通	共有者が存在する固定資産税・都市計画税の徴収状況について	共有者が存在する固定資産税・都市計画税に関しては、地方税法第10条の2第1項の規定により「納税者が連帯して納付する義務を負う。」とされており、代表者として納税の告知を行った者が納付に応じない場合等には他の納税者への納税の告知や督促を行い、納税を促す必要があります。しかし、平成29年度から令和元年度において、連帯納税者への納税の告知がされず不納欠損処理されたものが217件、1,461万円ありました。 連帯納税者から徴収できる可能性があったにもかかわらず、納税の告知がされないまま不納欠損処理を行っている現状を鑑みるに、徴収に向けた取組が十分行われているとは言えないと考えます。 今後は、連帯納税者が存在する固定資産税等のうち、一定年度経過しても未納となっている事案について、一斉に連帯納税者への納税の告知や督促を行うなど連帯納税者への効果的な告知方法について検討し、積極的な徴収に努めてください。	共有代表者との接触が図れない事案や共有代表者が死亡し相続人が不明な事案など他の共有者への告知が有効な事案については、今後も優先して告知を行い徴収につなげます。また、適正課税の取組として目下、現に所有する者課税の取組に注力しており、他の共有者への一斉告知については、その実施に向けて検討を進めるために体制の強化に努めます。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	44	財援	都市整備部 市街地整備課 (ソリオ宝塚都市開発株式会社関係)	会社の経営と市の指導監督等の状況及び駐車場の賃貸借について	第28期(平成30年10月1日～令和元年9月30日)の経営収支の状況は、当期純利益は前期より1,642万円(16.4%)増加し1億1,637万円であり、当期利益剰余金は12億509万円です。 ソリオ第1駐車場の建物は市の所有のため、市が修繕を行う必要があり、その費用は約4億5,700万円と見込まれています。駐車場の賃貸料の積算方法は、建物の建設費用及び震災による修繕費用を建物の耐用年数で割った金額が根拠となっており、賃貸料にはソリオ第1駐車場の修繕積立金及びソリオ第4駐車場におけるこれまでの修繕料や今後予定されている修繕費用が含まれていません。駐車場の賃貸料の積算にあたっては修繕費用も考慮されるべきです。 また、覚書で定められた賃貸料は「消費税を含む」とされていますが、消費税5%の時期に交わされた後、賃貸料の改定がありません。そのため会社では、消費税増税後は10%分の消費税を控除しており、市の収入は変わらず、納める消費税は10%となっています。 公共施設の老朽化対応は急務であり、市は駐車場の賃貸料等を含めた今後について会社と協議を始めるべきです。 さらに、平成24年に設立20周年を記念した額面1%の記念配当以降、株主に対する配当は行われていません。毎年利益剰余金が増え続けている現状からすれば、市は会社に対して利益剰余金の配当を求めるべき時期に来ているのではないかと考えます。	駐車場賃貸料の積算に修繕費用を含めることについては、今後、ソリオ宝塚都市開発株式会社と検討のうえ協議を行います。また、駐車場賃貸料に係る消費税の扱いについては、消費税額を表示するよう契約書内容を見直すことについて協議を行います。 次に、ソリオ宝塚都市開発株式会社における利益剰余金の配当については、現在、ソリオ宝塚において当該施設全体の長期修繕計画を策定中であり、今後必要とする修繕費を踏まえた配当について検討し、協議を行います。 今後も引き続き、ソリオ宝塚都市開発株式会社の動向を踏まえながら、同社との協議を行います。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	45	財援	健康福祉部 地域福祉課 (社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会関係)	宝塚市社会福祉協議会補助金について (1)宝塚市社会福祉協議会補助金の在り方について	当該補助金要綱で交付対象となる職員は、「社協の管理業務に従事する職員及び市が必要と認めた事業に従事する職員」とされていますが、社協の管理業務に従事する職員の中には、介護保険関連事業等の市が必要と認めた事業以外に従事する職員の管理業務を担っている職員が複数名存在しています。 また、同要綱では補助対象事業が特定されていませんが、実質的には「運営費補助」であると考えられ、「地域福祉の推進を図ることを目的とする」のみの記載では、補助対象が拡大解釈されてしまう懸念が生じます。 さらに、事務事業評価表の成果指標は「ボランティア登録グループ数」とされていますが、事業費の大半が宝塚市社会福祉協議会補助金となっている事業の成果指標としては不十分であると考えざるを得ず、そもそも運営費補助であるが故に、成果指標の設定が難しくなっているのではないかと推察されます。 今後の補助金の在り方としては、事業費補助に移行していくことが適切な成果指標を設定する上でも好ましいのではないかと考えます。 所管課においては、事業効果を測る成果指標について速やかに検討するとともに、補助金の在り方についても併せて検討を行っていくことで、補助金の適正性及び支出効果に対する市民への説明責任を果たせるよう努めてください。	事務事業評価の成果指標設定については、「ふれあい いきいきサロンの箇所」等、補助対象職員が中心となり関わる指標に変えていきます。 事業費補助としての取扱いについては、本市の補助金交付基準に定める交付額の基準(原則補助対象支出の2分の1以下とするもの)等と収益事業を行わない社会福祉協議会の団体としての性質を勘案しながら、判断することが必要と考えています。 事業費補助への移行について視野に入れながら、要綱改正等検討していきます。
2	46	財援	健康福祉部 地域福祉課 (社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会関係)	宝塚市社会福祉協議会補助金について (2)退職一時金について	市は、社協職員の安定した雇用の観点から、社協の退職給付に係る負担金についても補助対象としています。 社協が加入している「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程」では1年以上の勤務で退職金が支給されるのに対し、社協の退職金規程では勤続5年未満の退職者には退職金を支給しないこととされていました。 しかしながら、5年未満で退職した社協職員の退職一時金については、本人には支給されないものの、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金からは社協に対して退職一時金が支給されており、これらは社協の収入として経理処理されていました。結果的であるにせよ、市が人件費として支出した補助金が本人に支給されず社協の収入になっていることは、補助対象経費として支出してきたこととの整合性が取れません。 今後、所管課においては、5年未満で退職した社協職員の退職一時金の取扱いについて速やかに社協と協議を行い、支出した補助金が適切に補助対象経費として処理されるよう努めてください。	社会福祉協議会との調整において、5年間という退職手当支給基準の見直しを行うこととしています。 本監査においてご意見のあった平均的な支給基準期間の3年間をベースに検討が行われる予定です。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	47	財援	健康福祉部 高齢福祉課 健康福祉部 障害福祉課 子ども未来部 子ども家庭支援センター (社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会関係)	施設管理運営事業評価票について	宝塚市立総合福祉センター、宝塚市立老人福祉センター並びに宝塚市立安倉西身体障害者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害者支援センターにおける施設管理運営事業評価票の成果指標及び目標値については、事務事業評価表の成果指標等と一致していませんでした。施設評価票と事務事業評価表の成果指標等を一致させることで、目標設定等を明確にするよう努めてください。 また、宝塚市立大型児童センター、宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立高司児童館に係る令和2年度施設評価票における令和元年度の利用者数の実績値について、目標値から見た実績値の割合がほぼ同じであるにもかかわらず、各児童館によって利用状況の自己評価にばらつきが見受けられました。評価については児童館ごとに個別判断するのではなく、社協全体として一定の評価基準によりなされるべきであると考えます。施設所管課においては、児童館ごとの評価基準にばらつきが生じないよう指導するとともに、自己評価とは異なる所管評価を行った場合は、その理由について社協と意見交換しながら、次年度以降の成果指標等に反映できるよう努めてください。	施設管理運営事業評価票の成果指標及び目標値については、指定管理者が設定しており、事業実施状況及び利用実績を確認していました。昨年度の目標値から増減している場合は、その理由の聞き取りを行うとともに目標管理を行っていました。 今後は、改めて、指定管理者と協議の上、成果目標等を見直すとともに事務事業評価表の成果指標等と整合性を図り、目標設定等を明確にします。 (健康福祉部 高齢福祉課、障害(がい)福祉課) 同一の指定管理者が行う同一業務の評価については、一定の評価基準によりなされるよう指導します。施設所管課が行う評価についても、自己評価と異なる所管評価を行うにあたっては、指定管理者に対してその理由を説明し共有するとともに今後の成果指標に反映できるよう管理することにより、児童館の適切な運営に努めていきます。 (子ども未来部 子ども家庭支援センター)
2	48	財援	健康福祉部 障害福祉課 (特定非営利活動法人宝塚高次脳機能障害者共生の会関係)	地域活動支援センター補助金について	令和元年12月に団体から提出された変更交付申請では約40万円不足する見込みでしたが、翌年4月に提出された実績報告では約100万円の返還金が生じていました。団体に確認したところ、「12月に変更交付申請を行い変更交付額が決定されると、それ以降に補助金交付額の増額ができないため、変更交付申請では多めに申請している。」旨の説明を受けました。 なお、令和元年度における地域活動支援センター全体の補助金返還額は、補助金交付19施設のうち12施設の合計350万円です。 このように、施設が変更交付申請額を多く見積もって申請することで、年度末の実績報告で多額の補助金返還額が発生し、市全体の不用額が増加するため、財政運営上好ましくないと考えます。阪神間では実績額による精算を行い、不足額がある場合には追加交付している自治体があることから、所管課においては他市の補助金交付方法を調査し、変更交付の適切な在り方について検討してください。	阪神間6市1町に調査を行い、①変更交付決定額を上限としている市が本市を含め4市、②実績による追加交付を行っている市町が3市1町でした。 ①では変更交付決定後に新規利用者がある場合に追加交付できないことを課題としている市があり、予算に占める不用額の割合は、各市とも②に比べ少ない状況でした。②では、決算額が見込めないことにより補正で多く要求する傾向にあり、不用額が高額(約3400万円)となった市や、変更交付後の実績が多く、予算が不足し流用した市がありました。 変更交付の在り方について検討した結果、変更交付決定額を上限とすることでご意見のとおり各事業所が変更交付申請額を多く見積もって申請する可能性はあるものの、上限としない場合と比べて実績としての不用額は抑えられると考えられるため、現行の交付方法を継続しますが、今後とも適切な交付に努めていきます。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、「措置回答.pdf」をご覧ください。